

## 入札告示

札幌市告示第 604 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年2月13日

札幌市長 秋元 克広



### 記

#### 1 契約担当部局

〒007-0880 札幌市東区丘珠町 569-10

札幌市経済観光局農政部農業支援センター畜産・鳥獣対策担当係

電話 (011) 787-2220、ファクス (011) 787-2221

メールアドレス shien-center@city.sapporo.jp

#### 2 入札に付する事項

##### (1) 調達件名

札幌市農業支援センター捕獲アライグマ等処理業務

##### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

##### (3) 履行期間

令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日まで。

##### (4) 履行場所

札幌市内一円とする。

##### (5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、仕様書に示した予定数量に区分ごとの1件または1頭あたりの単価（以下「単価」という。）を乗じて得た金額の合計金額を記載することとする。

また、入札書の提出の際には、入札書別紙「単価内訳書」を入札者の印で割印のうえ添付し、単価については円単位で記載すること（1円未満の端数は記載しないこと）。

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された合計金額の比較により行い、契約は単価内訳書に記載された単価で行う。また、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とする。

#### 3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」に登録されている者であること。

(3) 狩猟免許（わな猟免許）を有する者が2名以上いること。

(4) 北海道内で令和2年4月以降に、アライグマ等の小型獣類を捕獲する業務を受注した実績があること。

(5) CO<sub>2</sub>ガスによる捕獲個体の安楽殺処分を行う設備を有すること。

(6) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申



- 立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (7) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
  - (8) 事業協同組合等の組合が入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札を希望していないこと。
  - (9) 個人情報の取り扱いに関して、入札説明書別紙7の「個人情報取扱安全管理基準」に適合していること。

#### 4 入札書の提出場所等

##### (1) 入札書の提出方法

上記1に掲げる場所に持参又は送付により提出すること。（電送による提出は認めない。）

##### (2) 入札説明書の交付方法

上記1の場所にて交付するほか、下記URLの札幌市経済観光局農政部のホームページからダウンロードできる。

<http://www.city.sapporo.jp/keizai/nogyo/keiyaku/>

##### (3) 入札書の受領期限

令和6年2月20日（火）16時00分まで（送付の場合は必着のこと。）

##### (4) 開札の日時及び場所

日時：令和6年2月21日（木）9時30分

場所：札幌市東区丘珠町569-10 札幌市農業支援センター 1階会議室

##### (5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ場所 上記1に同じ

#### 5 入札手続等

##### (1) 入札保証金 免除

##### (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、入札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規程に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当した場合は、これを免除することがある。

##### (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号の一及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

##### (4) 契約書作成の要否 要

##### (5) 最低落札価格の設定 無

##### (6) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記イの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

##### イ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査（事後審査方式）する。



落札候補者は入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に、入札説明書に示す書類（上記3に掲げる入札参加資格を有することを証する書類）を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは「札幌市競争入札参加資格」に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期日までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

ウ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記イの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、上記イの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(7) 詳細は入札説明書による。

